

医療機関 管理者 様

札幌市保健福祉局医務・健康衛生担当局長 館石 宗隆

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策に係る補助金の
消費税等仕入税額控除額（補助金返還相当額）の報告について（依頼）

時下、皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応に御尽力をいただくとともに、札幌市の保健医療行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策に係る補助金（以下「本補助金」という。）について、本市から貴院に対して本補助金確定通知書に基づき補助金を交付しているところです。

本補助金は、補助事業等実績報告書の提出後、消費税及び地方消費税の確定申告により、本補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合、本市あて補助金返還相当額を報告するとともに、当該金額を返還していただく必要がございます。

つきましては、貴院における令和2年度の確定申告に基づき、下記のとおり本補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金返還相当額）について、確認書類を添付のうえ、様式1にて御報告いただくよう、お願い申し上げます。

記

1 報告書

エクセルファイル^{*}の「入力用シート」に必要事項を入力し、「入力用シート」「様式1」「様式1別紙」を印刷し、様式1には押印をしてください。

※ 様式は、下記ホームページよりダウンロードしたものを御利用ください。

○札幌市公式ホームページ「令和4年度各種交付金・補助金（医療機関向け）」

ホーム > 健康・福祉・子育て > 医療 > 医療機関・医療従事者・薬事関係業者の許可・届出・通知 > 各種通知（医務） > 令和4年度各種通知（医務） > 令和4年度各種交付金・補助金（医療機関向け）

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/4/hojo_i.html



2 確認書類

記載内容の確認のため、以下の資料を添付してください。

- ・令和2年度の消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。電子申告の場合、受付番号の記載があるもの）
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以上もしくは以下であることを確認できる資料

- ※1 補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付してください。
- ※2 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。電子申告の場合、受付番号の記載があるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料を添付してください。
- ※3 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの。電子申告の場合、受付番号の記載があるもの）を添付してください。

3 提出期限

令和4年5月20日（金曜日）（必着）

4 提出方法及び提出先

郵送又は持参により下記担当まで御提出ください。

5 その他

- (1) 添付の仕入控除税額フローチャートを御参照ください。また、確定申告手続きを実施した税理士等がいる場合は、当該税理士へ確認いただきますようよろしくお願いいたします。
- (2) 本手続きにより返還が必要となった場合の返還方法については、報告書提出後、本市から別途連絡いたします。
- (3) 消費税仕入税額控除制度の詳細については、お近くの国税当局にご相談ください。なお、仕入税額控除については、下記のとおりです（国税庁HP）。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6401.htm>

【問合せ先及び提出先】

札幌市保健福祉局医療対策室医療提供体制構築課

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 3階

電話 011-676-4145 / ファックス 011-622-5168

メール kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp